

一般財団法人佐々木泰樹育英会
2018年度第7回臨時理事会 議事録

1 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

第1号議案

本財団における大学生と大学院生等の定義は以下の通りとする

大学生 大学1～4年次に在学する学生

大学院生等 本財団が認める6年制大学の5～6年次(留年は年次に数えません)、
大学院修士課程、大学院博士課程に在学する学生

第2号議案

本財団2018年後期デザイン美術工芸専攻学生奨学生として、以下の3名(敬称略)を選考すること。

赤澤 雛子 (大学院生)

石田 一帆 (大学院生)

大江 絵 (大学院生)

第3号議案

理事会決議があったものと看做される日を2018年10月17日付とする。

2 理事会の決議があったものとみなされた事項を提案した理事 佐々木泰樹

3 理事会の決議があったものとみなされた日 2018年10月17日

4 議事録の作成にかかる職務を行った理事 佐々木泰樹

理事総数 9名

監事総数 2名

2018年10月15日、理事長佐々木泰樹が理事の全員及び監事の全員に対して、電磁的方法により理事会の決議の目的である事項について上記の内容の提案書を発し、当該提案につき、2018年10月17日までに理事の全員から電磁的記録により同意の意思表示、監事の全員から電磁的記録により異議がないとの意思表示を得たので、一般財団法人法第96条(定款第32条第4項)に基づく理事会の決議の省略の方法により、当該提案(第1号議案)を承認可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

以上のとおり、理事会の決議があったとみなされた事項を明確にするため、本事項を提案した理事及び議事録の作成にかかる職務を行った理事は、次に署名する。

2018年10月17日

一般財団法人佐々木泰樹育英会理事長
佐々木泰樹